生活基礎編 / Ⅵ. 仕事

就労可能な在留資格をもっていて、仕事の内容が在留資格に合ったものであれば、日本で仕事をすることができます。

仕事を紹介している機関（紹介を受けるには、登録が必要です）

ハローワーク 仙台	宮城野区榴岡4-2-3　仙台MTビル4F　TEL：022-299-8819 **【外国人雇用サービスコーナー】** 中国語通訳配置時間：火曜 10:00-15:30　12:00-13:00除く） 英語通訳配置時間　：木曜 10:00-15:30　12:00-13:00除く） ＊対応可能な曜日や時間は、変更になる場合があります。 インターネット検索もできます→https://www.hellowork.mhlw.go.jp/（日）

駅構内やスーパーなどで配付している、無料のパンフレットで仕事を探すこともできます。

【仕事を探すときに、よく使う言葉】

就労資格証明書	日本で仕事をする資格があることを証明する文書です。
資格外活動	持っている在留資格以外の仕事をするときに、この許可が必要です。 留学生がアルバイトをするときにも、この許可が必要です。 詳しくはP9へ
履歴書（写真付）	学歴や職歴など、自分の経験を書く用紙です。働きたい企業やお店に、提出します。アルバイトをするときも必要になります。 書き方は → https://www.tia.toyota.aichi.jp/jp-site/e-learning/ でみることができます。 （とよた日本語学習支援システムe-ラーニング・英・中・ポルトガル・スペイン） ※履歴書以外に、職務経歴書が必要になる場合があります。
書類選考	企業やお店が、履歴書を参考にしてあなたを採用するかどうか検討することをいいます。
面接	企業やお店の人とあなたが会って、色々な質問をしながら、あなたを採用するかどうか検討することをいいます。 そのとき、履歴書を参考にします。

外国人留学生のための就活ガイド
JASSO（独立行政法人 日本学生支援機構）作成 （日・英）

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/after_study_j/job/guide.html